

長崎県私立高等学校生徒通学費補助金（R4年度）

通学距離がおおむね9km以上の県内の私立高校に通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減します。

補助額及び補助対象経費

【要件】生徒の保護者が県内に住所を有していること

【経路】最も経済的かつ合理的な経路とする

【補助月額】

区分	補助上限額（月額）
親権者等の県市町村民税所得割額の総額が非課税である者。ただし、生活保護（生業扶助）を受給している者は、本補助金の対象とならない。	(通学費月額 - 「知事が別に定める控除基本額」) × 10 / 10 ※100円未満の端数は切り捨てる。 ※ただし、1ヶ月の通学費が12,000円未満の場合は対象外とする。
上記以外の就学支援金の受給要件を満たす者（授業料が全額免除となり、就学支援金を受給していない者も含む）	(通学費月額 - 「知事が別に定める控除基本額」) × 1 / 2 ※100円未満の端数は切り捨てる。 ※ただし、1ヶ月の通学費が30,000円未満の場合は対象外とする。

通学費月額…定期券によるひと月分の通学費

知事が別に定める控除基本額…R4年度・12,000円

その他

○県内の公立高校に遠距離の通学をする生徒については、県教育庁教育環境整備課が補助を行っています。

問合せ

○長崎県総務部学事振興課 095-895-2282